

刑訴法
(捜査)
17

次は、準現行犯人の一般的要件についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 現に罪を行い終わった者であること。
- (2) 犯人が特定の犯罪を行ったことが逮捕者に明らかであること。
- (3) その犯罪を行い終わってから客観的に間がないこと。
- (4) 犯罪を行い終わってから間がないことが逮捕者に明らかであること。
- (5) 逮捕者において、犯人が追呼されているなどの4つの個別的要件のいずれかをその外観から認識できること。

刑訴法
(捜査)
18

次は、事件送致(付)の手続についての記述であるが、誤りはどれか。

- (1) 現行刑訴法上、「送致」と「送付」には、実質的相違を認める理由はなく、送付した告訴事件を改めて送致する必要はない。
- (2) 事件を送致した後の捜査の主体は、刑訴法上検察官に移るものと解されており、警察としては、以後検察官の具体的な指示がない限り、当該捜査を継続する必要はない。
- (3) 親告罪において、送付前に当該告訴が取り消された場合でも、検察官へ事件を送付する必要がある。
- (4) 捜査の結果、当該被告人に全く犯罪の嫌疑がないことが判明した場合でも、検察官への事件送付手続は、必ず実施しなければならない。
- (5) 被疑者が死亡した場合の送致手続については、刑訴法上何ら規定されていないので、通常の送致手続に従い送致することとなる。

刑訴法
(捜査)
19

次は、捜索・差押えの執行中における出入禁止についての記述であるが、正しいのはどれか。

- (1) 捜査機関は、捜索・差押えの執行中、許可を得ないでその場所に入り出ることを禁止することはできるが、執行を中断している間は出入禁止にすることができない。
- (2) 出入禁止処分は、何人に対しても行うことができるが、これは第三者による捜索の妨害を排除するためのものであり、捜索差押許可状の執行を受ける本人は当該処分の対象とならない。
- (3) 必要があれば、令状提示前であっても、出入りを禁止することができる。
- (4) 出入禁止処分には場所的な限界があり、捜索差押許可状に記載されている捜索すべき場所に限定される。
- (5) 捜査機関は、出入禁止に従わない者を強制的に退去させることができるが、看守者を付して監視することはできない。

刑訴法
(捜査)
20

次は、自白の補強証拠についての記述であるが、誤りはどれか。

- 
- (1) 自白の補強証拠は、その者の自白以外のものであればよく、共犯者の自白であっても補強証拠となり得る。
 - (2) 自白の補強証拠は、必ずしも自白に係る事実の全部について、漏れなく裏付けるものである必要はなく、自白に係る事実の真実性を保障し得るものであれば足りる。
 - (3) 自白の補強証拠が必要とされるのは、犯罪の客観的因素についてであり、殺意、強盗の決意、共犯者との意思の連絡等、いわゆる犯罪の主觀的因素については、自白のみでこれを認定できる。
 - (4) 被告人本人が手帳や帳簿に記載した内容は、自白と同視されるため、自白の補強証拠にすることはできない。
 - (5) 補強証拠は、自白に係る事実の真実性を保障し得る程度のものであればよく、それが情況証拠であってもよい。

刑訴法
(捜手)
18

事件送致(付)の手続

- (1) 正しい。送付も送致と実質的には全く同じ手続であり、書類及び証拠物と共に事件を検察官に移すものであると解するのが妥当である。なお、告訴・告発事件(送付手続)については、検察官がその処分結果を告訴人等に通知しなければならないため(刑訴法260条)、これらの事件については、その全てを検察官に送る必要があり、これが送致と送付を区別する唯一の理由であると解されている。
- (2) 誤り。事件を検察官に送致又は送付(刑訴法246条)した後であっても、警察としては絶えず当該事件に留意して、新たな証拠の発見・収集等、捜査の徹底に努め、そして新たな物証・人証等を発見した場合は、速やかに追送致をしなければならない(犯搜規196条)。
- (3) 正しい。送付前に告訴が取り消されても、告訴が当初からなかったことになるわけではない。告訴を受理したときの刑訴法243条による検察官への送付義務は依然として認められ、結局、司法警察員は、それまで捜査した関係記録及び証拠物について速やかに検察官に送付すべきことになる。
- (4) 正しい。告訴・告発に係る事件については、たとえ捜査の結果、犯罪の嫌疑がないと判明した場合であっても、司法警察員は検察官への送付手続(刑訴法242条)を必ず実施する。
- (5) 正しい。枝文のとおり。被疑者が死亡した場合でも、通常の送致手続に従い送致する。この場合には、被疑者が死亡している旨を記載した付せんを送致書に添付し、当該事件が被疑者死亡事件であることを明らかにしておく。なお、一件記録の中に死亡診断書等を添付するなどして、被疑者が死亡していることを裏付ける資料を添付しておくことが必要である。

刑訴法
(捜手)
19

捜索・差押えの執行中における出入禁止

- (1) 誤り。捜索・差押えの執行中は、許可を得ないでその場所に入り出ることを禁止することができる(刑訴法222条1項・112条1項)。執行中とは、執行開始の直前から終了までをいう。したがって、執行を中断していても、これを継続している間であれば出入禁止にすることができる(刑訴法222条1項・118条)。
- (2) 誤り。出入禁止処分は何人に対しても行うことができる。許可状の執行処分を受ける本人であっても、処分の対象となる場合があり得る。

- (3) 正しい。捜索・差押えの実施が不可能あるいは困難となることが予想される場合には、令状提示前であっても出入禁止処分等の措置を行うことができる(東京地判昭31.3.7)。
- (4) 誤り。出入禁止処分には場所的な限界があり、原則として捜索差押許可状に記載されている捜索すべき場所とされるが、必要があれば、出入禁止の目的を達成するために最小限かつ不可欠と考えられるこれに近接する場所も含まれる(東京高判昭31.2.10)。
- (5) 誤り。捜査機関は、出入禁止に従わない者を退去させ、又は執行が終わるまでこの者に看守者を付すことができる(刑訴法222条1項・112条2項)。

刑訴法
(捜手)
20

自白の補強証拠

S
A
解説
18
19
20
21

- (1) 正しい。枝文のとおり。たとえ共犯者の自白であっても、被疑者(被告人)の自白の補強証拠となり得る(最判昭33.5.28)。
- (2) 正しい。自白を補強すべき証拠は、必ずしも自白に係る犯罪組成事実の全部にわたって、漏れなく裏付けるものでなければならないということではなく、自白に係る事実の真実性を保障し得るものであれば足りる(最判昭23.10.30)。
- (3) 正しい。補強証拠が必要とされるのは、犯罪の客観的な部分についてであり、犯罪の主観的部分は、通常、外部からこれを裏付ける証拠に乏しいため、主観的部分についてまで補強証拠は必要ないと解されている(最判昭24.4.7)。
- (4) 誤り。刑訴法323条2号の「業務の通常の過程において作成された書面」や刑訴法323条3号「特に信用すべき情況の下に作成された書面」に当たると認められ、本人の供述から独立した証拠とみられるものは、補強証拠にできると解されている(最決昭32.11.2)。
- (5) 正しい。補強証拠は、自白に係る事実の真実性を保障し得る程度のものであれば足りり、それが直接証拠であると間接証拠(情況証拠)であるとは問わない(広島高判平12.10.3)。

総・警務
21

受傷事故防止

- (1) 妥当でない。枝文の「職務執行の基本を逸脱してでも」という記述は妥当でな

憲法

p.22

1 管内にあるマンションに暴力団が事務所を設置したため、多数の暴力団関係者が出入りするようになった。その後、対立する暴力団との抗争により拳銃発砲事件が発生したことから、地域住民が公民館で暴力団事務所の撤去を求める決起集会を行った。暴力団事務所の排除活動の適否について、憲法の居住・移転の自由に触れながら述べなさい。

POINT 居住・移転の自由の意義及び制約について説明し、暴力団員にも居住・移転の自由が憲法上保障されていることから、地域住民の暴力団事務所の撤去活動が適法と認められるかを検討する。

居住・移転の自由と暴力団事務所の排除活動

- 答案構成▶ 1 結論
2 居住・移転の自由
3 暴力団事務所排除活動の適否
4 設問に対する検討

答案例

1 結論

地域住民が行った暴力団事務所の排除活動は、適法である。

2 居住・移転の自由

(1) 意義
憲法22条1項では、居住・移転の自由が保障されている。居住・移転の自由とは、自由に住所又は居所を定め、あるいはそれらを移転する自由をいう。

(2) 性格
ア 経済的自由権の性格
居住・移転の自由は、土地から切り離されて自由に労働の場を選択することを可能にしている点で、自由な経済活動の前提であり、経済的自由権としての性格を有する。

イ 人身の自由の性格
居住・移転の自由は、広く人の身体の移動の自由を保障するものであるから、人身の自由としての性格を有する。

note

▶1 憲法22条
何人も、公共の福祉に反しない限り、居住・移転及び職業選択の自由を有する(1項)。

ウ 精神的自由権の性格

居住・移転の自由は、人の活動領域を拡大することにより、見聞を広め、新たな人的交流を可能とすることで、人格形成に重要なものといえる。この意味で精神的自由権としての性格も有する。

(3) 制約

居住・移転の自由も絶対・無制約のものではなく、他者の人権との矛盾・衝突を調整するための実質的公平の原理である「公共の福祉」の制約に服する。

3 暴力団事務所排除活動の適否

(1) 問題点

暴力団員も国民であることから、憲法によって保障された居住・移転の自由を有する。そのため、地域住民による暴力団事務所排除活動は、暴力団員の居住・移転の自由を侵害する不法行為とならないか、また、警察がこの地域住民の排除運動に関与することが、公権力による居住・移転の自由の侵害とならないかが問題となる。

(2) 地域住民による暴力団事務所排除活動の適否

暴力団事務所の存在は、対立する暴力団との抗争を原因として拳銃発砲事件が発生するおそれがあるなど、地域住民の生活の安全と平穏を著しく害するものである。地域住民が安全と平穏の中で生活することは、法的に保護されるべき人格的利益であり、その利益を守る手段として行われる暴力団事務所排除活動は、刑罰法規に触れない限度のものであるならば、違法とはいえないと解される。

(3) 警察が暴力団排除活動に関与することの適否

暴対法は、一定の要件がある場合に、暴力団事務所の使用を制限できると定め、また、民間の団体が自発的に行う暴力団排除活動の促進を図るために、都道府県による助言等の措置を講じることを定めている。これらの規定は、居住・移転の自由に対する公共の福祉による合理的な制約であり、警察が地域住民の暴力団事務所排除活動に関与することは、強制行為に至らない限り、居住・移転の自由の侵害に当たらず、適法である。

- ▶2 憲法22条1項
▶3 暴対法15条(事務所の使用制限)

指定暴力団等の相互間に対立が生じ、当該対立に係る指定暴力団等の指定暴力団員により敢行され又は当該対立に係る指定暴力団等の事務所(暴力団の活動の拠点となっている施設又は施設の区画された部分をいう。第32条の11第1項を除き、以下同じ)若しくは指定暴力団員若しくはその居宅に対して敢行される一連の凶器を使用した暴力行為(以下この章において「対立抗争」という)が発生した場合において、当該対立に係る指定暴力団等の事務所が、当該対立抗争に際し、当該対立抗争に係る指定暴力団等の指定暴力団員により次の各号に掲げる用に供されており、又は供されるおそれがあり、これにより付近の住民の生活の平穏が害されており、又は害されるおそれがあると認めるときは、公安委員会は、当該事務所を現に管理している指定暴力団員(以下「管理者」という)又は当該事務所を現に使用している指定暴力団員に対し、3ヶ月以内の期間を定めて、当該事務所を当該各号の用又は当該指定暴力団等の活動の用に供してはならない旨を命ぜることができる(1項)。

多数の指定暴力団員の集合の用(1号)

当該対立抗争のための謀議、指揮命令又は連絡の用(2号)

当該対立抗争に供用されるおそれがあると認められる凶器その他の物件の製造又は保管の用(3号)

▶4 暴対法32条(国及び地方公共団体の責務)

国及び地方公共団体は、事業者、国民又はこれらの者が組織する民間の団体(次項において「事業